報道各位

新 潟 市 環 境 対 策 課 新潟市循環社会推進課

## 亀田清掃センター附属運動公園敷地内における土壌汚染について(第2報)

亀田清掃センター附属運動公園敷地内における土壌調査の結果、砒素が土壌溶出量基準を超えて検出されたことから(10月5日公表)、周辺の井戸3地点で地下水調査を実施し、その結果2地点で地下水の環境基準を超過しました。

なお、亀田清掃センター附属運動公園敷地周辺における井戸の設置状況調査において、飲用 井戸がないことを確認しています。

記

## 調査結果

- (1)調査地点:江南区亀田地内2地点、山二ツ地内1地点
- (2) 試料採取日: 令和3年10月20日、10月22日
- (3)調査結果 ○地下水

調査地点	砒素	環境基準値
亀田第2埋立処分地観測用井戸1*1	0.070 mg/L <sup>*2</sup>	
亀田第2埋立処分地観測用井戸2*1	検出されず <sup>※3</sup>	0.01 mg/L以下
周辺民地内井戸(非飲用)	0.040 mg/L	

※1:ごみ埋立区画の外側に設置。なお、上記埋立地は、平成24年12月に廃止し、地下水の観測は平成25年度に終了しています。

※2: 廃止後も定期的に実施しているごみ埋立区画内の浸出水測定では、砒素の検出がないため、埋立地に起因するものではないと推定しています。

※3: 検出下限値 0.005 mg/L 未満

本件についてのお問い合わせ先(本日午後5時までにお願いします。)

【土壌・地下水汚染について】

新潟市環境対策課水環境グループ

(直通) 025-226-1371

【新焼却施設整備及び亀田第2埋立処分地について】

新潟市循環社会推進課整備グループ

(直通) 025-226-1427